

平成 22 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 間 瀬 博 行
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長兼IR・広報部長兼財務部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

(再掲) 当社第2回新株予約権の行使請求の期限に関するお知らせ

平成 22 年 4 月 20 日付プレスリリース「当社第2回新株予約権の行使請求の期限に関するお知らせ」にて、当社が平成 21 年 10 月 16 日に発行いたしました黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の行使請求のお手続き及び行使期限についてお知らせいたしました。

この度、行使期限が近づいていることから、本新株予約権者の皆様にご理解を深めていただきたく、再度お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の行使請求のお手続き及び行使期限について

本新株予約権の行使期間は、平成 21 年 11 月 9 日（月）から平成 22 年 5 月 14 日（金）までとなっております。ただし、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求取次ぎに必要な事項が行使請求受付場所である「株式会社だいこう証券ビジネス」に到達した日に発生いたします。そのため、本新株予約権を行使するためには、平成 22 年 5 月 14 日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項が受理されているとともに、払込金の振込みが確認されていることが必要となります。

非振替新株予約権の新株予約権行使の標準的な処理日程では、本新株予約権者がその口座管理機関（証券会社等）に対し、本新株予約権の行使請求取次ぎの申出及び払込金の振込みを行った日の2営業日後の日に、行使請求受付場所に対する取次ぎが行われることが想定されております（※1）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に行行使請求取次ぎの申出及び払込金の振込みを行った場合には、行使請求期間内に行使請求取次ぎに必要な事項の通知が行使請求受付場所に到着せず、行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が確実に本新株予約権の行使を行うためには、日程的な余裕を持っていただくためにも、平成 22 年 5 月 11 日（火）の営業時間中には、口座管理機関（証券会社等）に対し行使請求取次ぎの申出及び払込金の振込みに係る手続きを終えていただきますよう、お願いいたします。

ただし、行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合がありますので、必

ず本新株予約権者の皆様ご自身で、証券口座を開設されている口座管理機関へお問い合わせ
ください。

(※1) 当該処理日程については、株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に非振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。

【ご参考】

平成 21 年 4 月 28 日現在の本新株予約権行使状況

	本新株予約権付与数	本新株予約権行使数	本新株予約権行使率
主要株主（1 名）	22, 145, 000 個	22, 145, 000 個	100 %
その他株主（1, 016 名）	11, 573, 762 個	2, 079, 150 個	18. 0%

以 上

ご注意：本プレスリリースは、当社の第 2 回新株予約権の行使請求期限に関して一般に公表するためのものであり、第 2 回新株予約権の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使又は失権（消滅）に係る投資判断については、株主様のご自身の責任において行っていただきますようお願いいたします。